

学校法人根津育英会武蔵学園と石巻市との包括連携に 関する協定書

学校法人根津育英会武蔵学園（以下「甲」という。）と石巻市（以下「乙」という。）は、甲が設置する武蔵学園データサイエンス研究所と乙との間で第1条に掲げる目的を推進するために、包括連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の資源及び研究成果等の交流を促進し、活力ある地域社会の創造及び相互の発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携協力を進めるものとする。

- （1）自治体業務の変革とデジタル技術の活用に関すること。
- （2）データの利活用に関すること。
- （3）社会課題に対応できる石巻市立中高生の育成に関すること。
- （4）その他相互に必要と認める分野に関すること。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の地方公共団体と連携し協力すること及び乙が甲以外の学校法人と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から2年間とし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中にかかわらず、本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携より知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も有効に存続するものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

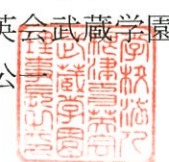
（信義則）

第7条 本協定に定める事項、その他について疑義が生じたときは、関係法令及び信義則に基づき、甲及び乙が誠意をもってこれを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年7月19日

（甲）東京都練馬区豊玉上一丁目26番1号
学校法人根津育英会武蔵学園
理事長 根津 公



（乙）宮城県石巻市穀町14番1号
石巻市長 齋藤 正美

